

平成19年第1回臨時町議会

平成19年1月30日から

平成19年1月30日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回臨時会会議録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会第1回臨時議会会議録目次

第 1 号 (1月30日)

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議署名議員の指名について	2
会期決定について	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第 1号 釧路北部消防事務組合理約の変更について	4
議案第 2号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	5
閉議の宣告	7
閉会の宣告	7

平成19年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年1月30日（火） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第 1号 釧路北部消防事務組合理約の変更について
- 第 5 議案第 2号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（17名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 新 田 重 雄 君 | 2 番 三 好 英 雄 君 |
| 3 番 末 柄 薫 君 | 5 番 越 善 徹 君 |
| 6 番 鈴 木 裕 美 君 | 7 番 平 川 昌 昭 君 |
| 8 番 大 島 益 美 君 | 9 番 田 中 進 君 |
| 10 番 川 村 多美男 君 | 11 番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 12 番 高 橋 紀久男 君 | 13 番 伊 藤 淳 一 君 |
| 14 番 菊 地 誠 道 君 | 15 番 深 見 迪 君 |
| 16 番 高 野 千鶴子 君 | 17 番 舘 田 賢 治 君 |
| 18 番 小野寺 典 男 君 | |

○欠席議員（1名）

- 4 番 豊 田 實 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 池 田 裕 二 君 |
| 助 役 | 及 川 直 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 玉 手 美 男 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 水 道 課 長 | 山 口 登 君 |
| 教 育 長 | 吉 原 平 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 妹 尾 昌 之 君 |
| 議事係長 | 中 島 吾 朗 君 |

(議長 小野寺典男君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(小野寺典男君) ただいまから、平成19年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員17名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(小野寺典男君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小野寺典男君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

5番・越善君、 6番・鈴木君、 7番・平川君

を指名いたします。

◎会期決定について

○議長(小野寺典男君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(小野寺典男君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに、本臨時会の招集理由であります。釧路北部消防事務組合規約の一部を改正する規約及び平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて、行政報告をいたします。

第4回定例会後から、昨日までの一般事務並びに行政上の経過につきましては印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足いたします。

ホクレン摩周の霧水磯分内製造所の操業停止と撤退についてでございますが、1月24日、ホクレン甜菜事業本部業務部砂糖類販売課担当責任者と中斜里製糖工場長が来町し、摩周の霧水磯分内製造所の操業を、本年3月31日をもって停止するとともに、撤退したいとの申し出がありましたので、その経緯について報告いたします。

ご案内のとおり、当該施設は、昭和63年から旧甜菜製糖工場で使用していた水源を利用し、摩周の霧水という商品名の飲料水を重点に出荷してまいりました。販売は首都圏を主としていたため、遠隔地のハンデから、移送コスト、容器の調達など経費が大きく、採算出荷ベースが7,000トンであるなかで、平成7年の最盛期で4,000トン強の販売実績であり、さらには、飲料水部門への大手食品メーカーの参入による価格競争にもさらされ、近年は、年間400から500トン程度の生産量にまで落ち込んでおり、平成10年からは毎年1,000万円単位の赤字を計上してきたとのことであります。

この間、ホクレンとしてのブランドイメージを保つため、販売を継続してきたものの、検討を重ねた結果、今後も現状の打開が困難なことから、本年3月末をもって操業の停止と施設の閉鎖、取り壊しについて方針が決まったので、その報告と長年の支援に対する本町へのお礼を申し上げたいとの、来町したものであります。

なお、今後の予定としては、平成19年4月1日以降は事故等の危険回避のため、工場の門扉を閉鎖するとのことでありますし、また、平成20年度以降には施設を取り壊し、更地にする予定であるとのことであります。現在働いている7名の従業員は、全てパートであり、月に数日間の労働となっていることから、主たる生活の糧としての収入を得るため、働いている状況ではないため、工場の閉鎖に生活できなくなる者はいないと会社側では判断をしているということです。

当町といたしましては、収支状況等を考えるとやむを得ないものと考えますが、現在の施設内においては自由に摩周の霧水を汲み、飲める場所があり、多くの観光客が訪れていることから閉鎖せず、出入りの可能な状態を確保してほしい旨の要請をしたところではありますが、4月以降は無人となるため、事故が発生した場合等、管理上の責任の問題もあり、閉鎖することに理解を求められたところでもあります。

また、摩周の霧水は、摩周湖の伏流水という清らかなイメージでブランドとして定着しており、それが無くなるとなれば、地域にとっても大きな損失であり、工場を再び新築し、ブランドを新たに構築しようとする大変な年月と費用がかかることから、今後、ホクレンにおいて、現施設並びに用地に関して引き続き地域振興のため、ご尽力いただけるよう強く要請したところでもあります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（小野寺典男君） 議長から諸般の報告を行います。

諸般の報告は印刷配布のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（小野寺典男君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、昨年12月定例会におきまして、地方自治法の改正により収入役制度が廃止されることから、議案提案し議決をいただいたものでありますが、この度、釧路北部消防事務組合より、見出しを付した内容の議決が法制執務上必要であり、再度議決をしていただきたい旨、依頼がございましたので、ここに提案するものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第1号 釧路北部消防事務組合同規約の変更について

釧路北部消防事務組合同規約（昭和48年釧振興指令第69号）を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものでございます。

次ページにまいります。

釧路北部消防事務組合同規約の一部を改正する規約

釧路北部消防事務組合同規約（昭和48年釧振興指令第69号）の一部を次のように改正する。
第9条に見出しとして「(組合長及び副組合長の任期)」を付する。

附則といたしまして、この規約は、平成19年4月1日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第1号の提案の趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（小野寺典男君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小野寺典男君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小野寺典男君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野寺典男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（小野寺典男君） 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・山口君。

○水道課長（山口 登君）（登壇） 議案第2号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本補正予算の歳出につきましては、塘路地区の污水管渠工事費の増額であります。

元村地区の町道から、国道を横断する推進工事において、当初想定していなかった障害物と直径約10センチ程度の礫がふくまれており、現在の推進器では施行不能のため、機種変更に伴う工事費の増額であります。

歳入につきましては、国庫補助金と地方債が主なものであります。

以下、内容について、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成18年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,037,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

8 ページをお開きください。

（補正予算書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算の補正でございますが、今までの説明申し上げた内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

3 ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的、2. 特定環境保全公共下水道事業、補正前後の限度額2,000千円を増額し、197,400千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

合計では、補正前の限度額398,100千円に対し2,000千円を増額し、限度額を400,100千円とするものでございます。

9 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、合計で申し上げます。

(補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長(小野寺典男君) これより、本案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑で行います。

第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小野寺典男君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小野寺典男君) なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小野寺典男君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小野寺典男君) 討論ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野寺典男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(小野寺典男君) これをもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(小野寺典男君)

以上をもって、平成19年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前10時15分 閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

署名議員 5番

署名議員 6番

署名議員 7番